



# 令和5年度 福岡市職員募集案内 (社会人経験者)

令和5年5月1日  
福岡市人事委員会

## 求める人材像「市政への即戦力として活躍できる人材」

福岡市では、民間企業等で培われた経営感覚や専門知識を生かし、課題の本質を捉え、高い意欲をもって職場の活性化を図りながら、市民目線で新たな行政課題の解決に挑戦することができる人材を求めています。

### 主な日程等

第1次選考日	令和5年6月18日(日)	
第1次選考会場	福岡会場	九州産業大学(福岡市東区松香台2丁目3-1)
	東京会場	立教大学 池袋キャンパス(東京都豊島区西池袋3丁目34-1)
受付期間	電子申請のみ 5月1日(月)午前9時～5月16日(火)午後5時(受信有効)	
申込方法	<p>★必ず電子申請で申し込んでください。 電子申請は、福岡市職員募集ホームページの「採用試験受験申込サイト」からアクセスすることができます。詳しくは5～7ページを確認してください。</p> <p>★職務経歴書は、「採用試験受験申込サイト」の『マイページ』(以下、『マイページ』という)から提出してください。 職務経歴書の様式は、『マイページ』又は福岡市職員募集ホームページの「社会人経験者」からダウンロードすることができます。詳しくは8～9ページを確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●郵送、持参、メール等による受験申込みはできません。</li> <li>●受験申込みには、「採用試験受験申込フォーム」及び「職務経歴書」の入力・提出の全てを上記受付期間内に完了する必要があります。</li> </ul> <p>※受験票等印刷時にA4サイズ・カラー印刷対応のプリンターが必要です。プリンターを個人で所有していない場合は、コンビニエンスストアなどプリントサービスが利用できる施設で印刷してください。</p>	

### 採用予定日・募集区分

定期採用(原則、令和6年4月1日)	行政(一般・ICT・福祉)、土木、建築、電気、機械
-------------------	---------------------------

### 令和5年度における変更点

1. 新たに「採用試験受験申込サイト」を開設し、受験申込手続きの全てをオンライン上で行います。
2. 「職務経歴書」は郵送ではなく、「採用試験受験申込サイト」の『マイページ』から提出

## 1 募集区分、採用予定人員及び職務の概要

募集区分		採用予定人員	職務の概要	
社会人経験者	行政	一般	20人	市長事務局、教育委員会、水道局、交通局等で事務に従事します。
		ICT		市長事務局、教育委員会、水道局、交通局等でICTに関する業務に従事するほか、一般と同様の事務にも従事します。
		福祉		市長事務局等で福祉分野に関する業務に従事するほか、一般と同様の事務にも従事します。
	土木	4人	市長事務局、教育委員会、水道局、交通局等で施設・設備の設計、施工監督、維持管理等の業務に従事します。	
	建築	3人		
	電気	3人		
	機械	3人		

- ※ 採用予定人員は、変更になることがあります。
- ※ 受験申込みは、一人一つの募集区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。
- ※ 令和5年度の上級行政事務(行政(特別枠))への受験申込みが完了した方は受験申込みできません。
- ※ 当該採用選考に受験申込みをした方は、同日に実施する上級等採用試験等における全ての募集区分への受験申込みはできません。(併願申込み不可)
- ※ 申込日現在で福岡市職員(任期の定めのない正職員)である人は受験できません。
- ※ 受付期間終了後は、募集区分及び選考会場の変更はできません。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) それぞれの募集区分の受験資格に該当する人

募集区分		受験資格		
		免許・資格・職務経験等	年齢	
社会人経験者	行政	一般	民間企業等における職務経験を直近10年中7年以上有する人	昭和38年(1963年)4月2日から平成6年(1994年)4月1日までに生まれた人
		ICT	ICT関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人	
		福祉	次の①②の全てに該当する人 ① 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士※又は公認心理師の資格を有する人 ② 福祉関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人	
	土木	土木関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人		
	建築	次の①②の全てに該当する人 ① 一級建築士又は二級建築士の資格を有する人 ② 建築関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人		
	電気	電気関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人		
	機械	機械関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人		

- ※ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会(学校教育法第109条第3項ならびに学校教育法施行令第40条に基づく専門職大学院の認証評価機関)が認定する資格

受験資格等の詳細については、11 ページ以降のQ&Aに記載していますので、ご確認ください。

- ※ 職務経歴年数の基準日は令和5年(2023年)4月30日です。
- ※ 職務経歴には、会社員、公務員、自営業者等として週30時間以上(「行政(福祉)」は週27時間以上)の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ※ 休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経歴の期間から除きます。ただし、産前産後休暇期間は通算できます。
- ※ 職務経歴が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合(兼業等)は、いずれか一方のみの職歴に限り通算できます。

直近10年	行政(一般)	平成25年(2013年)5月1日から令和5年(2023年)4月30日までの期間
直近8年	行政(一般)以外	平成27年(2015年)5月1日から令和5年(2023年)4月30日までの期間

- ※ 募集区分により「直近10年」又は「直近8年」の期間以前の職務経歴は、受験資格の職務経歴には該当しません。
- ※ 申込日時点で在職中の方は、基準日の令和5年(2023年)4月30日現在で計算してください。

## (2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条(抄)】

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## (3) 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人
  - ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
  - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- ※ 外国籍の方は、採用後、担当できる職務等に制限があります。詳しくは、福岡市職員募集ホームページ(16ページ参照)をご確認ください。

# 3 選考の方法

## (1) 選考科目・配点・内容等

選考科目	配点	内 容
第1次選考	教養試験	100 公務員として必要な一般教養についての5肢択一式による筆記試験を行います。(150分・50問)
	職務経歴評定	100 職務経歴書を評定します。(受験申込時に提出) ※教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は採点されません。
	論文	100 論文試験を実施します。(教養試験と同日に実施)(75分・1,000字程度) ※教養試験及び職務経歴評定の成績が一定の基準に達しない場合は採点されません。
	口頭試問	300 個別面接を行います。
第2次選考	口頭試問	250 個別面接を行います。 ※口頭試問の参考とするために、適性検査を実施します。

- ※ 教養試験の得点については、次の式により算出します。その結果、得点が100点を超える場合もあります。

$$\text{得点} = 15 \times \frac{(\text{正答数} - \text{正答数の平均})}{\text{標準偏差}} + 50$$

### 3 選考の方法

- ※ 第1次選考の口頭試問受験該当者及び論文の採点対象者は、教養試験及び職務経歴評定の成績により決定します。
- ※ 第1次選考の合格は、第1次選考科目の総合成績により決定しますが、一定の基準(点)を満たさない選考科目がある場合は不合格となります。
- ※ 最終合格は、第2次選考科目の成績のみにより決定し、第1次選考の成績は反映されません。また、一定の基準(点)を満たさない場合は不合格となります。
- ※ 適性検査を含め、受験していない選考科目等がある場合は不合格となります。
- ※ 「試験の出題分野・評定基準」は福岡市職員募集ホームページに掲載しますのでご確認ください。

### 4 選考の日程・合格発表

#### 4 選考の日程・合格発表

<第1次選考> ※指定された日時の変更はできません。

日 程 等	合格発表の日程等(予定)	
<b>教養試験</b> 6月18日(日) 午前9時～正午頃  <b>論文試験</b> 6月18日(日) 午後1時～2時40分頃 ※終了時刻については、前後する場合があります。	<b>口頭試問                      受験該当者発表</b> 7月13日(木)	<午前10時> 人事委員会事務局前掲示板 (市役所5階) 福岡市職員募集ホームページ
<b>口頭試問</b> 7月29日(土)～8月27日(日)の間で1日 (土日に実施予定)	<b>第1次合格者発表</b> 9月7日(木)	※合格等発表日の当日に <u>必ずご確認ください。</u> ※口頭試問受験該当者及び 第1次選考合格者には、別途 『マイページ』でも通知します。

<第2次選考> ※指定された日時の変更はできません。

日 程 等	合格発表の日程等(予定)	
<b>口頭試問</b> 9月30日(土)～10月22日(日)の間で1日 (土日に実施予定)	<b>最終合格者発表</b> 10月下旬	<午前10時> 人事委員会事務局前掲示板 (市役所5階) 福岡市職員募集ホームページ
		※最終合格者には、結果等を 文書で通知します。


- ※ 各口頭試問の日時、会場、持参すべきものなどについては、口頭試問受験該当者及び第1次合格者に『マイページ』内のメッセージで通知します。発表日にメッセージが届かない場合は、同日午後5時までに必ず人事委員会事務局へ連絡してください。提出物が期限までに提出されない場合は失格となります。
- ※ 合格発表を掲示又は福岡市職員募集ホームページ(16 ページ参照)により確認できない場合は、電話で可否をお答えします。(募集区分・受験番号・氏名が必要です。)
- ※ 試験等への遅刻があった場合は、その後の試験を受験できない場合があります。
- ※ 電子申請及び提出物の内容に事実と異なる記載があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- ※ 日程等は変更になる場合があります。



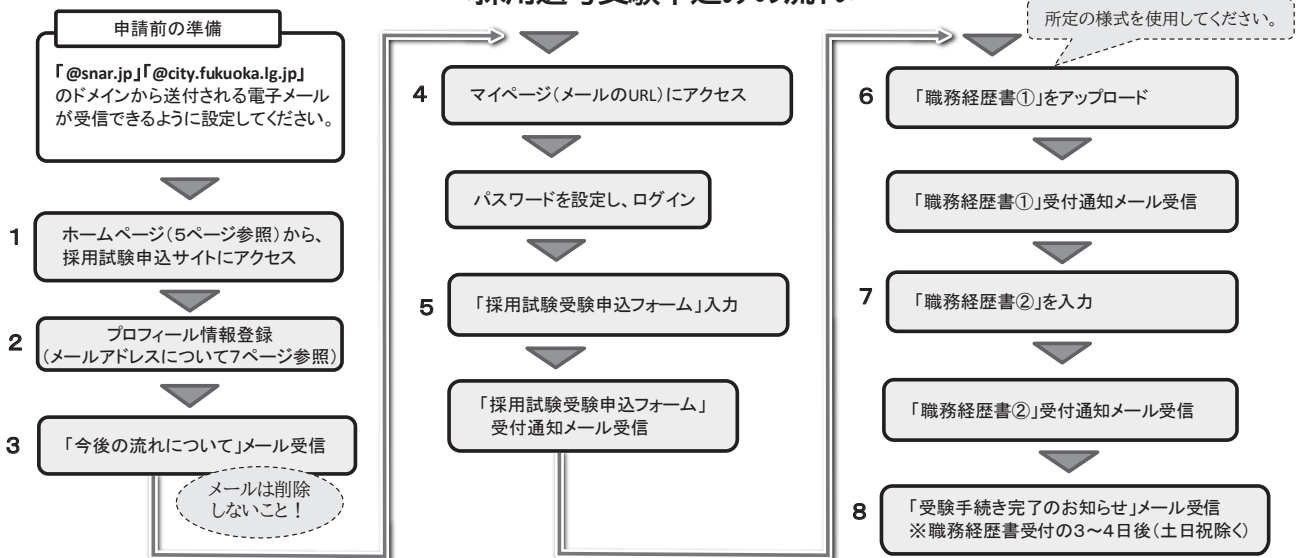
5 受験手続

(1) 採用選考の申込み

事前に「@snar.jp」「@city.fukuoka.lg.jp」のドメインから送信される電子メールを受信できるように設定してください(登録するメールアドレスについて、7ページの注意事項を必ず確認してください。)

受付期間	5月1日(月)午前9時～5月16日(火)午後5時 (受信有効)
申込みの流れ	<p>詳しい手続方法を、福岡市職員募集ホームページに掲載する「採用試験申込手続きの流れ」に記載していますので、申請前に必ず確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 福岡市職員募集ホームページの「電子申請による申込方法」から「採用試験受験申込サイト」へアクセスする。</li> <li>2 「社会人経験者」を選択し、「プロフィール情報」を登録する。</li> <li>3 登録したメールアドレス宛にメールが送信される。(メールは以後の手続きで必要となりますので削除しないでください。)</li> <li>4 受信したメールに記載されているURLから『マイページ』にアクセスする。</li> <li>5 『マイページ』から「採用試験受験申込フォーム」に入力し、回答する。</li> <li>6 『マイページ』又は福岡市職員募集ホームページから「職務経歴書①」をダウンロードし、入力のうえ、アップロードする。</li> <li>7 『マイページ』から「職務経歴書②」を入力し、回答する。</li> <li>8 期間内に7までを正常に終了した場合、3～4日後(土日祝除く)に「受験手続き完了のお知らせメール」が送信される。</li> <li>9 『マイページ』から顔写真をアップロードする。(5月31日(水)午後5時まで)</li> </ol> <div style="text-align: center;">  <p>←福岡市職員募集ホームページ「電子申請による申込方法」  <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/dennshishinseimousikomi.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/dennshishinseimousikomi.html</a></p> </div>
受験票	<p>○ 顔写真データを、『マイページ』から登録してください。</p> <p><b>登録期限:5月31日(水)午後5時</b>          ※縦横比4:3          ※令和4年12月以降に撮影した上半身・正面脱帽のもので、背景がないもの          ※ファイル形式:JPG/JPEG/GIF/BMP/PNG ファイルサイズ:3MB まで          ※提出後の変更は原則としてできません。</p> <p>○ 受験票は、6月1日(木)以降に『マイページ』上からダウンロードできます。  <b>A4の白色紙にカラー印刷のうえ、第1次試験当日(6月18日(日))に必ず持参してください。</b></p>

<採用選考受験申込みの流れ>



## (2) 職務経歴書についての注意事項

所定の職務経歴書が全て提出されていない場合(以下の場合も含む。)は、申込みを無効とします。

※ 原則として、受付期間中に人事委員会事務局から連絡はいたしません。

<無効となる例>

以下のような事例は全て無効です。

- ・ 所定の様式を使用していない場合
- ・ 所定の様式に「別紙のとおり」等と記入し別紙を添付している場合

受験するには、「採用試験受験申込フォーム」と「職務経歴書①②」

の入力・提出が必要です。

- 電子申請(インターネットによる申込み)を行った後、所定の職務経歴書①\*に入力のうえ、『マイページ』から提出してください。その後、『マイページ』上で職務経歴書②に入力してください。  
\* 職務経歴書①の様式は、『マイページ』又は福岡市職員募集ホームページの「社会人経験者」からアクセスし、ダウンロードできます。
- 職務経歴書の提出がない場合は、第1次選考を受験することができません。

## (3) 注意事項

- 受験申込みは、一人一つの募集区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。
- 受付期間終了後は、募集区分及び選考会場の変更はできません。
- 以下の場合は、受験申込みが無効となることがあります。誤って申し込んだ場合は必ず受付期間中に人事委員会事務局任用課(16ページ参照)へ連絡してください。
  - ・ 重複して申し込んだ場合
  - ・ 「採用試験受験申込フォーム」及び「職務経歴書」が適正に提出されない場合
  - ・ 提出内容に不備等がある場合(原則として申込期間中に事務局から連絡はしません。)
  - ・ 提出内容が空白や無意味な文字の羅列等と判断される場合
- 「採用試験受験申込フォーム」及び「職務経歴書」提出後の内容変更は原則としてできません。変更が必要な場合は、福岡市職員募集ホームページに掲載されている「採用試験受験申込みに関する Q & A」で手続き方法を確認の上、申込受付期間中に速やかに手続きを行ってください。
- 「採用試験受験申込フォーム」及び「職務経歴書」の入力・提出期限は5月16日(火)午後5時(受信有効)です。保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間最終日には、回線の混雑に伴い、『マイページ』へのログインができない場合等が予想されますので、期日に余裕を持って提出してください。なお、回線の混雑やサーバーエラー等により、申込期間中に申込みが完了しなかった場合でも本市では一切の責任を負いません。
- 『マイページ』(「採用試験受験申込フォーム」及び「職務経歴書」を含む。)は、長時間ログイン状態が続くと、接続が切断され、入力中であっても提出ができない場合があります。入力に時間が掛かる場合は、こまめに一時保存し、不要なログイン状態が続かないようにしてください。(一時保存の状態では、提出とはなりませんのでご注意ください。)
- 機器や通信障害等によるトラブルについて、本市では一切の責任を負いません。
- 行政(一般・ICT)については、点字による受験もできます(福岡会場のみ)。希望する人は、選考時間が一部異なりますので、5月16日(火)午後5時までに必ず人事委員会事務局任用課へ連絡してください。
- 障がい等のある人で、受験上の配慮(車いすの使用、問題の拡大など)を希望される人は、5月16日(火)午後5時までに必ず人事委員会事務局任用課へ連絡してください。
- 行政(福祉)、建築を受験する人は、第2次選考の際に、受験資格を証明する書類(登録証等)を提出していただきます。登録証等を提出できない場合は、失格となることがあります。
- 選考等の実施にあたり、関係機関へ申込書記載の氏名等個人情報を提供します。

### <メールアドレスに関する注意事項>

電子申請時にプロフィール情報として入力されたメールアドレスを、採用試験の受験申込み手続きに使用します。メールアドレスの登録誤りや受信設定などによりメールが受信できず、申込みができなかった場合は、受験できませんのでご注意ください。電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いません。

- ① 以下のメールアドレスは、メールを受信できない可能性がありますので、登録しないでください。
  - × 携帯電話会社が提供するメールアドレス
  - × 大学等が提供するメールアドレス
- ② メールを受信設定を確認してください。
  - ※ 事前に、以下のドメインの電子メールが受信できるように設定してください。  
「@snar.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」
  - ※ パソコンから送信される電子メールが受信できるように設定してください。

### < 電子申請についての注意事項 >

- 『マイページ』へのログイン方法や受験手続き完了のお知らせメール等は、登録されたメールアドレス宛に送信します。  
メールが届かない場合は、下記(1)～(2)などの理由が考えられます。  
(1)申請等が正常に到達していない。  
(2)メールが迷惑メールに分類されている(ブロック・削除されている)。
- 各フォームの入力後、送信の前に申込内容の確認画面が表示されますので、必ず、全ての入力内容を確認してください。間違いがある場合には、修正をした上で送信してください。
- 「一時保存」では回答は送信されません。回答を送信する際には、必ず「回答する」ボタンを押してください。
- 受付期間中に全ての受験申込み手続きが正しく完了していないと受験できません。  
『マイページ』登録・「採用試験受験申込フォーム」入力の時点ではまだ申請は完了していません。必ず「職務経歴書」まで入力し、受付通知メールの受信を確認してください。
- 人事委員会事務局が「採用試験受験申込フォーム」、「職務経歴書」の内容を審査した後(「職務経歴書」受付後、土日祝日を除き3～4日程度後)に、「受付手続き完了のお知らせ」メールを送信した時点で申込みが確定します。

## 6 職務経歴書の入力要領

### 職務経歴書 ① ★所定の様式に入力の上、『マイページ』上で提出

『マイページ』又は福岡市職員募集ホームページに掲載している所定の様式をダウンロードのうえ入力し、『マイページ』上で提出してください。

「職務経歴書」による評価が第1次選考科目となります。正確かつ具体的に入力してください。

#### (1)職務経歴

##### <行政(一般)の記載例>

勤務先	所属 (所在地)	役職	担当した具体的な職務内容	受験 資格	勤務開始日 勤務終了日	期間		
〇〇会社	〇〇支店 (福岡市)	なし	個人経営者や中小企業向けの営業、新規事業提案	非該当	2008/4/1 2013/4/30	5年	1月	0日
	〇〇支店 (福岡市)	なし	同上	該当	2013/5/1 2017/3/31	3年	11月	0日
	●●支店 (北九州市)	係長	中小企業向けの営業、係内の営業統計・分析	該当	2017/4/1 2018/3/31	1年	0月	0日
	●●支店 (北九州市)	課長	事業の進捗管理、融資先検討、課内職員の指導・研修	該当	2018/4/1 2023/4/30	5年	1月	0日
雇用形態 (業種)								
正社員 (営業職)								
受験資格「該当」・「非該当」の期間は、分けて入力してください。								
在職中				受験資格該当期間	10年 0月 0日	在職期間	15年	1月 0日

##### <行政(福祉)の記載例>

勤務先	所属 (所在地)	役職	担当した具体的な職務内容	受験 資格	勤務開始日 勤務終了日	期間		
医療法人 ××病院	◇◇室 (熊本市)	なし	入院患者およびその家族に対する相談援助	該当	2018/4/1 2020/3/31	2年	0月	0日
	◇◇室 (福岡市)	副主任	入院中の心理的・社会的問題に対する相談援助、職員指導	該当	2020/4/1 2023/3/31	3年	0月	0日
雇用形態 (業種)								
正社員 (社会福祉職)								
退職理由	自己都合による退職			受験資格該当期間	5年 0月 0日	在職期間	5年	0月 0日

##### <建築の記載例>

勤務先	所属 (所在地)	役職	担当した具体的な職務内容	受験 資格	勤務開始日 勤務終了日	期間		
(株)△△ 建設	建設部 (宮崎市)	なし	△〇駅前再開発におけるビル建設工事の構造設計及び施工管理	非該当	2015/4/1 2015/4/30	0年	1月	0日
	建設部 (宮崎市)	なし	同上	該当	2015/5/1 2019/3/31	3年	11月	0日
	建設部 (宮崎市)	グループ リーダー	同上	該当	2019/4/1 2023/3/31	4年	0月	0日
雇用形態 (業種)								
正社員 (設計)								
退職理由	会社等の推奨による退職			受験資格該当期間	7年 11月 0日	在職期間	8年	0月 0日

#### 受験資格に該当する職務経歴の期間の合計

7年 11月 0日 在職期間の合計 8年 0月 0日

#### (2)休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業) 有

休業等の種類	休業開始日 休業終了日	期間		
育児休業	2016/5/1 2016/7/31	0年	3月	0日
傷病休暇	2018/5/20 2018/8/11	0年	2月	23日
受験資格に該当する休業等の期間の合計		0年	5月	23日

(1)の職務経歴のうち、受験資格に該当する期間における1か月以上の休業等について入力してください。

(1)「受験資格に該当する職務経歴の期間の合計」から(2)「受験資格に該当する休業等の期間の合計」を差し引いた期間が自動計算されます。

#### (3)受験資格に該当する通算期間

受験資格に該当する通算期間 7年 0月 0日



- 職務経歴は、全て(受験資格に該当しない職歴(直近10年より以前、1年未満、週30(27)時間未満の職歴など)も含む)を入力してください。(ただし、在学中のアルバイト等を除く。)
- 職務内容は具体的に記入してください。
- 雇用形態は、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト、役員、個人事業主などと入力してください。
- 期間については、月の初日から末日まで務めた月を1か月として数え、それ以外の月(月の途中から勤務開始又は終了した月)の日数については30日を1か月として計算します。
- 最終合格発表後、今まで勤務した事業所全てからの職歴証明書等を提出していただきます。記載事項に事実と異なる記入があった場合は、失格となることがありますので、職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は、必ず雇用主に確認したうえで、正確な期間を記入してください。

## 職務経歴書 ② ★『マイページ』上で入力・提出

### 職務経歴に対する自己評価

(1)の職務経歴(受験資格に該当する期間・職務内容に限る)で培った専門的知識や能力等を明確にしたうえで、その知識等を福岡市政のどのような事業・分野にどのように生かせるかと考えるか。具体的に入力してください。(1,000字程度)

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、募集区分ごとに、人事委員会の作成する名簿に登載され、原則として令和6年4月1日に任命権者によって採用されます。最終合格者については、採用手続き及び採用後の人事管理の必要性から、採用選考申込等に関する書類を任命権者に提供します。
- (2) 最終合格発表後、職歴証明書等を提出していただきます。募集区分の受験資格を満たさないことが判明した場合や提出書類の記載事項(電子申請の場合の入力事項を含む)に事実と異なる記載があった場合は、採用される資格を失うことがあります(職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は必ず雇用主に確認してください。倒産などで確認ができない場合は、13 ページ Q&A の Q7 を参照してください。)

## 8 給与等

### (1) 初任給(給料+地域手当)

- ① 初任給については、給料(行政職給料表の3級(主任)格付け)及び地域手当(給料の10%)が支給されます。※採用時の職位については、係員(主任)となります。
- ② 初任給は、提出していただいた職歴証明書等に基づき、職務経歴の内容に応じて任命権者が個別に決定しますが、民間企業等における職務経歴年数に応じた初任給の例としては、下記の表のとおりとなります。

(令和5年4月1日現在)

	民間企業等における勤務期間	初任給(給料+地域手当)
例	大学(4年制)卒業後職務経歴 8年(採用時年齢30歳)	283,360円
	大学(4年制)卒業後職務経歴18年(採用時年齢40歳)	350,790円
	大学(4年制)卒業後職務経歴28年(採用時年齢50歳)	383,680円

※ 上記の例は、あくまで、大学(4年制)卒業直後に民間企業等で正社員として採用され、職務経歴年数のすべてが、採用後の各募集区分(行政(一般・ICT・福祉)、土木、建築、電気、機械)における本市の職務に直接役立つと認められる場合の例ですので、職務経歴等によってはこれを下回る場合があります。(民間企業等での職務経歴年数のすべてが初任給に反映されるものではありません。)

- ※ このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。また、給与月額については上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。
- ※ 採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※ 職員の定年延長に伴い、採用時 60 歳となる方の初任給は、給与月額の 7 割となります。

参考	社会人経験者採用選考で採用された場合の初任給上限額	383,680円
	「上級」採用(大学(4年制)新卒者)の初任給	200,530円

## (2) その他

勤務場所となる各施設の敷地内又は屋内は、全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

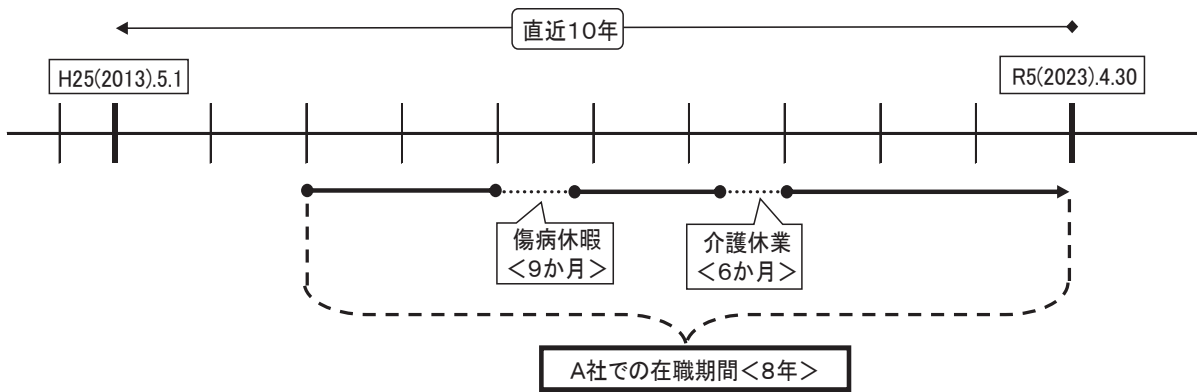
## 9 受験上の注意

(1) 教養試験・論文当日(6月18日(日))は以下のものを持参してください。

- ① 受験票(当日回収して、返却しません。)  
『マイページ』にて顔写真データを登録した受験票をA4の白色紙にカラー印刷のうえ持参してください。
- ② HBの鉛筆5本以上(マークシート記入用)  
※ 教養試験のマークシートへの記入用。なお、論文はシャープペンシルの使用可。
- ③ プラスチック消しゴム
- ④ 時計(試験教室に時計はありません。)  
※ 試験中に使用できる時計は、計時機能だけのものに限りです。スマートウォッチ等その他の機能がついた情報通信機器等は使用できません。また、スマートフォン等を時計として使用することはできません。
- ⑤ 昼食を持参してください。(ゴミは各自で持ち帰ってください。)
- ⑥ 会場によっては室温の調整ができませんので、**体温調整のしやすい服装**で受験してください。
- ⑦ その他  
新型コロナウイルス感染症等々への対応について福岡市職員募集ホームページ(16 ページ参照)に掲載しますので、ご確認ください。

- (2) 教養・論文試験当日は午前9時までに着席できるように、時間に余裕を持って会場へお越しください。
- (3) 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。また、近隣の迷惑になりますので、試験会場周辺の路上駐車(送迎等の待機を含む。)は、絶対にしないでください。
- (4) 災害等による日程の変更など、緊急連絡等については、『マイページ』、福岡市職員募集ホームページ等でお知らせしますので、随時ご確認ください(16 ページ参照)。
- (5) 不正行為が判明した場合は、受験したすべての科目の成績を無効とするとともに、警察に被害届を提出する場合があります。また、試験中のイヤホンの使用は不正行為として扱います。





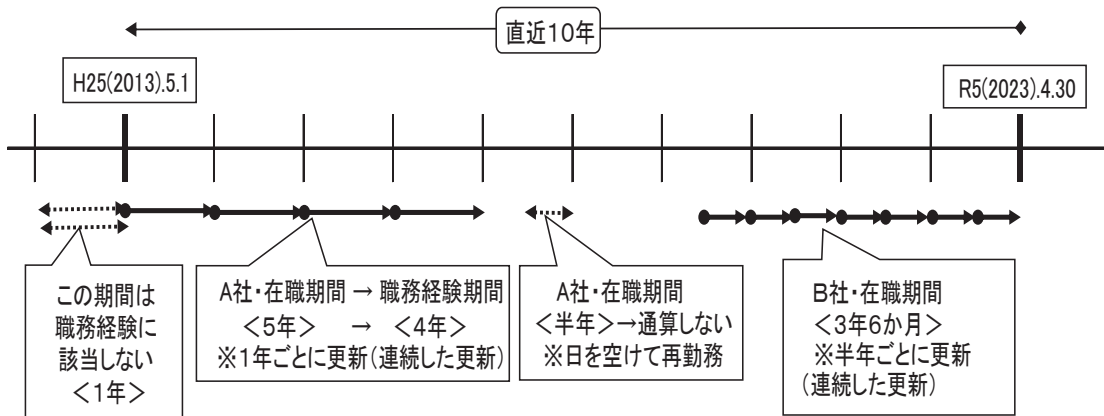
**Q3: 契約社員や派遣社員の職務経験期間は通算できますか。**

A3: 契約先や派遣先として同じ企業等に継続して週30時間以上（「行政(福祉)」は週27時間以上）で1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。

**【例1】認められるケース（【行政（一般）】の例）**

次の図のように、直近10年中、A社での在職期間が1年ごとの契約更新で合計4年、B社での在職期間が半年ごとの契約更新で合計3年6か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

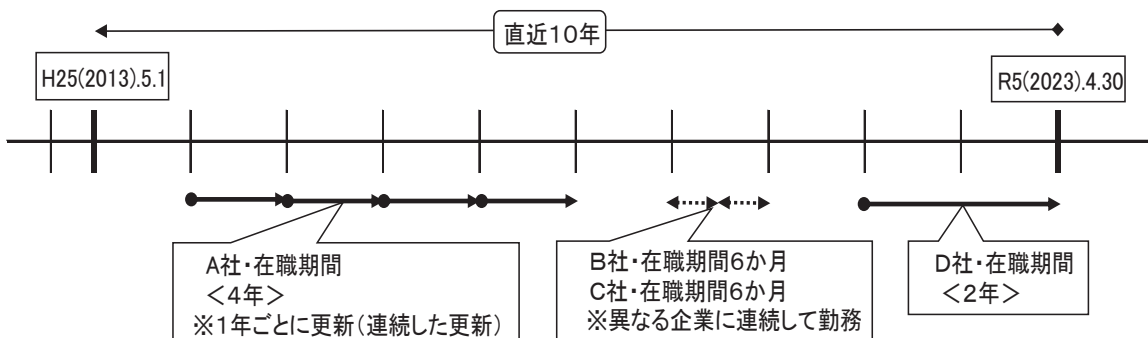
なお、更新した期間を通算することができるのは同じ企業等に継続して勤務した期間のみです。次の図の2回目のA社での勤務は継続していないため、勤続1年未満の職務経験となり、職務経験の期間として通算できません。



**【例2】認められないケース（【行政（一般）】区分の例）**

次の図のように、直近10年中、A社での在職期間が1年ごとの契約更新で合計4年、B社・C社で連続して6か月ずつ、D社で在職期間が2年であった場合、A社とD社の勤務期間しか通算できないため、合計6年で「7年以上」の要件を満たさないことになります。

B社・C社での勤務期間については、同じ企業ではないため、連続して勤務していてもそれぞれの勤務期間が1年以上でなければ通算することはできません。





**Q4: 同じ企業等で雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の職務経験の取扱いはどうなりますか。**

A4: 週30時間以上(「行政(福祉)」は週27時間以上)の勤務であって、同じ企業等に継続して勤務していれば、通算できます。

**Q5: 出向先で勤務した期間は、出向元の期間に通算できますか。**

A5: 職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合で、勤続1年未満の場合は通算できません。

**Q6: 会社名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか。**

A6: 会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

**Q7: 受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。**

A7: 受験資格を満たしていれば受験は可能です。  
最終合格後に職歴の確認のために、勤務先からの職歴証明書を提出していただきますが、会社の倒産で証明書が提出できない場合は、客観的な証明のできる書類として、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書などを提出していただきますので、必ず人事委員会事務局に問い合わせてください。

**Q8: 福祉関連職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。**

**対象区分「行政(福祉)」**

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉事業を行う団体等(※1)での相談援助(※2)</li> <li>○上記に従事する者への助言・指導</li> <li>○上記相談援助に係る支援計画の策定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ (※1)以外での相談援助</li> <li>▽ 相談援助に携わっていない直接介護・看護・保育に従事する者((※1)での勤務を含む。)</li> <li>▽ 福祉機器の販売や企画等</li> <li>▽ 医療事務等</li> </ul>

- (※1) 社会福祉事業を行う団体等とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、社会福祉協議会は含みますが、有料老人ホームは含みません。)や相談援助(※2)の業務を行う医療機関、行政機関等の公的団体、学校、NPO法人等の施設。
- (※2) 相談援助とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと。

<具体的事例>

- (※1)に掲げる施設でのケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務
- 学校現場などでの学校や日常生活上での課題解決を要する児童等・家庭及びその環境への支援等の業務

Q9: ICT 関連職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

対象区分「行政（ICT）」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT を活用した業務の改善・転換に係る企画立案、プロジェクトへの参画</li> <li>○ ICT を活用した製品やサービスのディレクション・総合的なデザイン設計構築</li> <li>○ 情報システム・ネットワークの開発・運用・保守、システム提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 既存の情報システムの操作等のユーザーサポート</li> <li>▽ システムの販売・営業（自ら構築に関わる場合は除く。）</li> <li>▽ ハードウェアの設置・設定・保守・修理</li> <li>▽ イラスト・ロゴの製作</li> </ul>

Q10: 「土木」「建築」「電気」「機械」の職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

対象区分「土木」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路や橋梁、上下水道管の設置・改修工事、河川改修、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計</li> <li>○ 監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。）</li> <li>○ 土木に係る計画の策定や実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 管理業務と関わりのない現場作業</li> <li>▽ 土質調査</li> <li>▽ 測量</li> <li>▽ CAD 業務</li> <li>▽ 造園の植栽工事</li> <li>▽ 建築物の工事等</li> <li>▽ 計画業務に関わりのない現場作業</li> <li>▽ 関係機関との連絡・調整等</li> </ul>

対象区分「建築」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の設計（構造設計を含む。）</li> <li>○ 監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援や構造に関する工事監理業務を含む。）</li> <li>○ 建築基準法に基づく建築主事及び指定確認検査機関における建築確認・検査（構造検査を含む。）</li> <li>○ 市街地再開発事業や区画整理事業等の都市計画関連業務（建築物の整備や補償等に係る業務に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 管理業務と関わりのない現場作業</li> <li>▽ 一の建築物についての部分的な下請工事等</li> <li>▽ CAD 業務</li> <li>▽ 計画業務に関わりのない現場作業</li> <li>▽ 関係機関との連絡・調整等</li> </ul>

対象区分「電気」「機械」

	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物（戸建て住宅等の小規模なものを除く。）やプラント系施設（エネルギー、ごみ処理、上下水道等）、インフラ系施設（電話、電力、道路等）における電気／機械設備設置工事の設計又は施工管理（現場での管理・監督）</li> <li>○ 電気／機械設備の運転・監視、電気／機械設備全体の保守・点検・維持管理（清掃等の部分的な維持管理を除く。）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 管理業務と関わりのない現場作業</li> <li>▽ 製造業における電気／機械・電子製品の研究・開発・設計・加工・組立て・製品検査</li> <li>▽ 電気／機械設備にかかる情報システム開発・ソフト開発</li> <li>▽ CAD 業務</li> <li>▽ 電気／機械設備の営業・販売等</li> <li>▽ 製造業における製造電気／機械設備の運転・操作</li> <li>▽ 自動車・鉄道・船舶等の運転</li> <li>▽ 警備員としてのシステムの監視等</li> </ul>

**Q11: 受験予定区分の職務経験が「該当する、該当しない職務経験内容の例」に記載されていません。**

A11: 人事委員会事務局任用課へお問い合わせください。

電 話: 092-711-4687 (平日 9:00~17:00)

メール: ninyo.PACS@city.fukuoka.lg.jp (必ず本文に氏名と連絡が取れる電話番号を記載してください。)

※メールでのお問い合わせの場合、返信にお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

**Q12: 教養試験のレベルを知りたい。**

A12: 教養試験のレベルにつきましては公表を行っておりませんので、教養試験例題を参考としてください。

**Q13: 面接の日程を変更することはできますか。**

A13: 第1次選考、第2次選考の口頭試問(個別面接)の日程を変更することはできません。指定された日時に受験してください。

**Q14: 採用後は、どのように配属先が決定されますか。**

A14: 配属先は、社会人としてこれまで培ってきた知識や職務経験を考慮しながら決定されます。

以下の情報は、福岡市職員募集ホームページに掲載していますので、併せてご確認ください。

- ・ 外国籍職員の担当職務について
- ・ 試験の出題分野・評定基準等
- ・ 令和4年度採用選考実施状況
- ・ 選考成績の開示について
- ・ 採用試験における新型コロナウイルス感染症などへの対応

## ＜お問い合わせ先＞

- ◎ 受験申込み手続きに関する問い合わせは、原則として、『マイページ』の「メッセージ」機能を利用してください。
- ◎ 福岡市職員募集ホームページに掲載されている「採用試験受験申込みに関するQ&A」に問い合わせの方法（メッセージの文例など）を記載していますので、ご確認ください。
- ◎ 受験手続きの締切が迫っているなど、お急ぎの場合は電話で連絡してください。
- ◎ 「申請の取下げ」については、『マイページ』から各自で行ってください。（「採用試験受験申込みに関するQ&A」を確認してください。）
- ◎ 教養試験・論文当日（6月18日（日））及び下記の時間以外は、電話・メール・メッセージ等への対応はできません。
- ◎ 災害時（地震・風水害・感染症等）の緊急連絡については、『マイページ』及び福岡市職員募集ホームページでお知らせする予定ですので、随時ご確認ください。
- ◎ 試験の中止・延期等についても、『マイページ』及び福岡市職員募集ホームページでお知らせする予定ですので、試験直前には状況を必ずご確認ください。

### 福岡市人事委員会事務局任用課

TEL : 092-711-4687（平日9：00～17：00）

FAX : 092-733-5866

住所 : 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1（市役所議会棟5階）

## ＜福岡市職員募集ホームページ＞

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/saiyou.html>

